令和５年５月

「デジ活」中山間地域関係府省申し合わせ

「デジ活」中山間地域の登録申請の方法について

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定）を踏まえ、関係府省が連携して取組を支援する「デジ活」中山間地域の登録申請の方法は、下記のとおりとする。

記

１　登録申請に関連する事業

　　　「デジ活」中山間地域の登録申請は、地域の活性化に取り組む地域運営組織等を支援する次の事業の申請時に合わせて（⑤、⑥、⑦及び⑧にあっては事業採択後に）行うこととする。

1. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ:小さな拠点）：内閣府（地方創生推進事務局）
2. 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：総務省（自治行政局）
3. 農村型地域運営組織モデル形成支援：農林水産省（農村振興局）
4. 元気な地域創出モデル支援：農林水産省（農村振興局）
5. デジタル林業戦略拠点構築推進事業：農林水産省（林野庁）
6. デジタル水産業戦略拠点整備推進事業：農林水産省（水産庁）
7. 無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証事業：国土交通省（総合政策局）
8. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）：国土交通省（自動車局）

２　「デジ活」中山間地域の対象エリア

　　　「デジ活」中山間地域の対象エリアは、１の事業に係る事業実施主体の活動エリア又はこれを含む市町村全域とする。

３　登録申請の手続

　　　登録申請は、１の事業の事業実施主体が行うこととする。また、別紙チェックシートの必要事項を記入し、事業申請書等に添えて、事業所管府省に提出する。事業所管府省は、提出された別添チェックリスト及び事業申請書等を農林水産省に送付する。

４　登録条件の確認等

　　　農林水産省において、登録に必要な次の条件を満たしているか、事業申請書等を基に別紙チェックシートを確認する。

1. デジタルを活用して、地域を活性化する取組であること
2. 事業内容に、基幹産業である農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていること
3. 事業実施地区に、中山間地域等を含むものであること
4. 事業実施に当たり、地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制を構築している又は構築予定であること

５　登録の公表等

　 農林水産省は、４に基づき登録に必要な条件を満たした事案の内容について、関係府省に共有するとともに、ポータルサイトで公表することとする。

６　照会先

　　 登録申請に関する質疑等の照会先は、以下とする。

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室

　　代表番号：03-3502-8111（内線：5535）

　　直通番号：03-6744-2203

（参考）

○「デジ活」中山間地域の登録フロー

ホームページ

において公表

関係府省で共有

農林水産省による確認

事業申請者による申請

事業所管府省で事業申請書等と合わせて受付

「デジ活」中山間地域に係るチェックシート

別紙

〔申請エリア：〇〇市町村／〇〇地区〕

1. 申請事業に関する確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 補足 |
| □デジタルを活用して、地域を活性化する取組であること。 | ※事業名□デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ:小さな拠点）□過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業□農村型地域運営組織モデル形成支援□元気な地域創出モデル支援□デジタル林業戦略拠点構築推進事業□デジタル水産業戦略拠点整備推進事業□無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証事業□地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） |
| □事業内容に、基幹産業である農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていること。過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ:小さな拠点）、無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証事業、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）については、今回の申請事業が農林水産分野の取組に関わっていなくても、登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリアにおいて、事業実施主体が農林水産分野の取組を行っていれば可。また、事業申請書等において、農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組の内容が記載されていない場合は、チェックシートの提出時に同取組の内容が確認できる資料を添付すること。 | ※取組内容□農林水産物の生産□農林水産物の加工・流通□農山漁村の地域資源の活用（動植物、自然環境、景観、歴史・文化、古民家、歴史的施設等）□その他（　　　　　　　） |
| □事業実施地区に、中山間地域等を含むものであること。 | ※対象地域□特定農山村□振興山村□過疎　□半島　□離島□沖縄　□奄美群島□小笠原諸島　□特別豪雪　□指定棚田□旧急傾斜法の指定地□農林統計上の中山間地域□水産統計上の漁業地区 |
| □事業実施にあたり、地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制を構築している又は構築予定であること。事業申請者ではないが、事業の実施に際して、協力・連携する専門家、団体、組織等も対象。 | □市町村　□都道府県□地域団体　□民間団体□専門家（デジタル）□専門家（地域づくり）□その他（　　　　　） |

２．支援を必要とする関係府省

（１）関係府省名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内閣官房 | 内閣府 | 経済産業省 | 厚生労働省 | 文部科学省 |
| □ | □ | □ | □ | □ |
| 総務省 | 国土交通省 | 環境省 | 農林水産省 |
| □ | □ | □ | □ |

（２）支援内容

|  |  |
| --- | --- |
| 府省名 | 希望する支援内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 登録申請エリア等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリア | 【市町村名又は地区名】 |
| 市町村の担当者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の連絡先 | 【電話番号】【E-mail】 |
| デジ活関連事業の事業実施主体名 |  |
| 上記の代表者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の役職及び氏名 | 【役職】【氏名】 |
| 上記の担当者の連絡先 | 【電話番号】【E-mail】 |